

個人の事業税について（島根県）

大工、左官、とび職等の方へ

「大工、左官、とび職等」とは、日本標準職業分類の「大工」、「左官」、「とび職」、「石工」、「板金作業員」、「屋根ふき作業員」、「塗装作業員」、「植木職、造園師」、「畳職」に分類される方及びこれらに類する方をいいます。

所得税の確定申告で「事業所得」として申告されている方には
個人の事業税が課税されます。

所得税の申告では、原則として請負契約に基づくものは「事業所得」として、また雇用契約に基づくものは「給与所得」として申告することになっています。所得区分が誤っていると思われる場合は、税務署にご相談ください。

◆個人の事業税とは

事業を営む個人の方に対して課税される県の税金です。（所得税や住民税とは別の税金です。）

個人の事業税は道路、公園など公共施設の整備や商工業の振興、医療・福祉サービスの充実のための経費となり、事業を行う場合には、これらの施設・サービス等を利用されることから、その維持・整備に必要な経費の一部を負担していただくものです。

◆納める額

[事業総収入額]－[事業必要経費（事業専従者給与（控除）を含む）]＝[事業所得金額]
{ [事業所得金額]－[各種控除]－[事業主控除（290万円）] } × 5%＝ 税額

※各種控除とは？

- 損失の繰越控除（青色申告者のみ）
- 被災事業用資産の損失の繰越控除
- 事業用資産の譲渡損失の控除
- 事業用資産の譲渡損失の繰越控除（青色申告者のみ）

◆申告

○毎年3月15日までに、事務所等の所在地を所管する県民センターへ申告してください。
ただし、所得税の確定申告書又は住民税の申告書を提出した場合には必要ありません。
（いずれも申告書の「事業税に関する事項」欄に該当事項があれば必ず記載してください。）

◆納税

○県民センターから送付される納税通知書によって、年2回（8、11月）に分けて納税していただきます。（ただし、税額が1万円以下の方は、8月の1回のみになります。）

なお、年の中途において事業を廃止された場合、またはその他特別の事情がある場合は、納税通知書に定められた納期限までに納めていただきます。

◆お問い合わせ先

- 島根県東部県民センター 自動車・諸税課 TEL 0852-32-5623
- 島根県西部県民センター 法人・軽油課税課 TEL 0855-29-5519

★★★ 納税については便利な口座振替をぜひご利用ください ★★★